

令和6年11月  
警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集  
結果について

警察庁において、令和6年8月30日から同年9月28日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行った結果、511件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第98号）

2 命令等の案を公示した日

令和6年8月30日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本内閣府令案に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 511件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	483件
電子メール	26件
郵送	2件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 二輪車車両区分見直し関係

構造上出すことができる最高出力が4.0キロワット以下の総排気量125cc以下の二輪車（以下「新基準原付」という。）を、現在は総排気量50cc以下とされている一般原動機付自転車（以下「原付」という。）に区分することに対しては、

- 簡便で身近な移動手段としての原付を持続可能とするため、現行の免許制度のまま運転できる体制を維持していくことは非常に重要で、二輪車の車両区分見直しは、妥当かつ必要

といった御意見があった一方、

- 125ccの二輪車は今の原付と比較して大型で馬力があり、出力を抑えても技能試験のない原付免許で運転できるようにするのは危険ではないか。
- 出力制限の改造防止措置や、新基準原付と出力制限のない125ccの小型二輪車を外見上識別できることが必要ではないか
- 最高出力を4.0キロワット以下に制御した二輪車に限らず、総排気量125cc以下の全ての二輪車を原付免許で運転できるようになるという誤った解釈が広まらないよう周知する必要があるのではないかと

といった御意見がありました。

今回の改正については、

- 新基準原付を原付免許で運転することについて、複数の車両の走行評価や関係者からのヒアリングを行い、原付免許で安全に運転できると評価されたこと
- 新基準原付に関しては、国土交通省においても、道路運送車両法施行規則上で車両区分を変更し、また、改造防止措置等を確認することとしていること
- このほか、ナンバープレートの区別をはじめ、外見上の識別措置についての検討を関係省庁と進めているほか、施行までに新基準原付について、分かりやすい広報啓発に努めていくこと

等を踏まえ行うものであり、原案のとおりとさせていただきます。

2 その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 二段階右折や制限速度等の原付の交通ルールについて道路交通法令の他の規定を見直すべき
- 総排気量の基準を変えるならば原付免許は廃止すべきである

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見公募手続を実施した案に、表記の適正化のため、所要の技術的修正を行いました。